

建 水 政 4 5 号

平成20年9月3日

京都水族館（仮称）整備構想検討委員会 様

京都市長 門 川 大 作

（担当 建設局水と緑環境部緑政課）



諮 問 文

次の事項について、貴委員会の御意見を賜りたく諮問致します。

（諮問事項）

梅小路公園「京都水族館（仮称）整備構想」に係る都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可の妥当性について

- 1 事業内容の公益性、経営計画の妥当性など、許可対象としての適正性
- 2 公園の効用の保全性と公園機能の増進性
- 3 施設管理の適正性
- 4 許可を与える場合にあっては、許可条件
- 5 その他必要な事項

（諮問理由）

平成20年7月14日にオリックス不動産株式会社から梅小路公園北東側の一画と隣接する倉庫跡地を使用して、国内最大級の内陸型水族館を建設したいという、御提案をいただきました。京都を代表する新たなシンボルが誕生するという大きな構想であります。

提案によれば、この水族館は、海洋環境を本格的に体感できる環境学習機能を備えた施設として、また市民や観光客に愛され、地域のにぎわいに貢献する施設として整備することとなります。整備予定地は、現在、梅小路公園におけるイベント開催時において、バックヤードや会場の一部として利用されている公園北東側の約1万平方メートルの敷地で、構想では自然の生態系を復元した「いのちの森」（1万平方メートル）や「芝生広場」（2万5千平方メートル）など、約12万平方メートルに及ぶ広大な梅小路公園における既存の施設と融合した整備計画となっております。

都市公園法においては、公園管理者以外の者による公園施設の設置に当たりまして、法第5条に基づく本市の公園施設の設置許可が必要となります。

財政状況が非常に厳しい京都市にとりまして、民間企業の知恵・資本・経営の手法を活かして大規模事業を進めることは、今後の重要なリーディングケースとなるものと考えておりますが、このように京都市の公園におきまして、民間事業者が大規模な施設を設置し、運営を行う場合は、設置許可に当たり、公園管理者としてより公正な判断を期する必要があると考えております。

つきましては、これらの事情を御賢察のうえ、梅小路公園における京都水族館（仮称）に係る公園施設の設置許可の妥当性を検証するため、許可対象としての適正性をはじめとする上記諮問事項について御審議を賜り、御答申をいただきますようお願い申し上げます。

文 問 部

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

（京問部）

京問部「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

（京問部）

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員

。すも「京問部」及び「京問部」の委員委員、及び「京問部」の委員委員